

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いきいき福祉会が開設するラポール西寺尾（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある認知症高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的負担の軽減を図る。施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ラポール西寺尾
- 二 所在地 横浜市神奈川区西寺尾3丁目2番5号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		専 従	兼 務	職 務 内 容
管理者	常勤		1	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。共用型指定認知症対応型通所介護の利用の申し込み及び相談業務を行う。
計画作成担当者	常勤		1	利用者一人一人に合った介護サービス計画の作成を行う。
	非常勤			
介護職員	常勤	3		利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤	3		

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、サービス提供時間は午前10時00分から午後4時15分までとする。

(通所介護の定員)

第6条 事業所の共用型指定認知症対応型通所介護の定員は、1単位3人とする。

(通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
- 二 入浴・清拭等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活上の世話
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 その他必要な通所介護の提供

2 共用型指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該共用型指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

3 その他の費用として、利用者からの費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

(一) 食費 1回 780円

4 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。(料金表参照)

(一) 行事費 実費(1回500円程度)

(二) おむつ代 実費

(三) その他 実費

5 第2項から第4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、神奈川区全域、鶴見区(岸谷、東寺尾、馬場、北寺尾、鶴見)、港北区(岸根、篠原、仲手原)とする。

2 通常の事業の実施地域以外については、希望があれば対応を検討する。(送迎は利用者家族による対応)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行動は行ってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は、通所介護の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師及び家族へ連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

- (非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、

地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 随時

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いきいき福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成23年5月1日から施行する。

料金表

2011年4月1日

1. 介護保険による料金

1) 利用料金（6時間～8時間）

要介護度	単位数	地域換算（10.55）	一日あたり
要介護1	469	4947円	495円
要介護2	486	5127円	513円
要介護3	503	5306円	531円
要介護4	520	5486円	549円
要介護5	537	5665円	567円

2) 入浴	単位数	地域加算（10.55）	1回あたり
要介護1～5	50	527円	53円

2. 介護保険外の料金

1) 昼食代 780円

食材費 350円 飲み物（お茶、コーヒー、紅茶、ジュース等）を含む

おやつ代 150円 飲み物（お茶、コーヒー、紅茶、ジュース等）を含む

水光熱費 66円（調理にかかる実費を入居者6人＋利用者3人で按分）

人件費 200円（調理・片付け時間2時間・職員時給単価900円を入居者6人＋利用者定員3人で按分）

その他 14円（設備衛生管理費4円、厨房設備・備品積立金5円、厨房設備・備品修繕費5円／3年間の運営実績から算出した経費を利用人数で割ったもの）

2) 行事費

かかる費用を提示し、了解を得た金額を実費徴収する。

3) オムツ代

実費または、代替品を使用数返却するものとする。

4) その他（利用者による物品の破損等） 実費

平成19年2月1日～平成20年1月31日

1 事業の目的

社会福祉法人いきいき福祉会が開設する、ラポール西寺尾が行う通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

2 運営の方針

事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的負担の軽減を図る。施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

3 事業所の名称等

名称 ラポール西寺尾

所在地 横浜市神奈川区西寺尾3丁目22番5号

4 職員の職種及び員数

管理者	1名	常勤	1名	
計画作成担当者	1名	常勤	1名	非常勤 名
介護職員	3名	常勤	1名	非常勤 2名

5 営業日及び営業時間

営業日 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

(ただし、12月31日から1月3日までを除く)

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、サービス提供時間は午前10時00分から午後4時00分までとする。

時間延長の希望がある場合は相談に応じる。

6 事業所の指定通所介護の定員は3人とする。

2月：1日1人平均、3月：1日1.5人平均、4月：1日2人平均、
5月以降：1日2.4人平均

7 通所介護の内容

- 一 状態の観察及びバイタルチェック
- 二 入浴・清拭等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活上の世話
- 四 機能訓練

五 レクリエーション

六 その他必要な通所介護の提供